

(奨学金の支給額)

第4条 奨学金の支給額は、1人あたり50万円以内とし、一括して支給する。

(奨学生の人数)

第5条 奨学生の人数は、別に定める。

(奨学生の募集及び選考)

第6条 奨学生の募集に関する事務は、国際交流推進センターが行う。

2 奨学金の支給を申請する者は、別に定める期日までに、所定の出願書類を国際交流推進センターに提出しなければならない。

3 奨学生の選考は、書類審査及び面接試験により、国際交流推進委員会が行う。

4 学長は、国際交流推進委員会の選考に基づき、奨学生を決定する。

(決定の通知)

第7条 国際交流推進委員会は、奨学生を決定したときは、本人に通知する。

(奨学生の資格取消し)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、国際交流推進委員会の議を経て、当該奨学生の資格を取り消し、給付済の奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

一 申請書に虚偽の記載があったとき。

二 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(改正)

第9条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(施行)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 学習院女子大学協定留学生奨学金の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学に在学する協定留学生（大学院を含む。）に対し、その勉学を奨励するために設ける奨学金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「協定留学生」とは、学習院女子大学学則第41条第1項第1号及び学習院女子大学大学院学則第37条第1項に定める者をいう。

(奨学金の支給額)

第3条 奨学金の支給額は、1人あたり50万円以内とし、一括して支給する。

(奨学生の人数)

第4条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）の人数は、毎年度若干名とする。

(奨学生の選考)

第5条 奨学生の選考は、書類審査により国際交流推進委員会が行う。

2 学長は、国際交流推進委員会の選考に基づき、奨学生を決定する。

(決定の通知)

第6条 国際交流推進委員会は、奨学生を決定したときは、本人に通知する。

(奨学生の資格取消し)

第7条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、国際交流推進委員会の議を経て、当該奨学生の資格を取り消し、給付済の奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

- 一 在学期間内に、協定留学生としての資格を失ったとき。
- 二 学則による懲戒を受けたとき。
- 三 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、国際交流推進センターが担当する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(施行)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 学習院女子大学外国人留学生奨学金及び奨励金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学(大学院を含む。以下「本学」という。)に在学する外国人留学生(以下「留学生」という。)に対する奨学金及び奨励金の支給に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 奨学金は、留学生であって勉学の意欲をもち、かつ、学資の支弁に援助が必要であると認められた者に支給する。

2 奨励金は、奨学金の支給を認められた者の中から特に学業、人物ともに優秀であると認められた者に支給する。

(資格)

第3条 奨学金の支給を希望する者は、この規程に定める奨学金受給の有無にかかわらず、毎年申請することができる。ただし、大学院長期履修生、外国人特別推薦留学生、協定留学生、外国人履修生、科目等履修生、特別履修生及び研究生は、申請することができない。

2 奨学金の受給を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める資格を具備していなければならない。

- 一 本学の正規の課程に在籍する者
- 二 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項別表第1の4に該当する者
- 三 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生以外の者又はこれに準ずる留学生以外の者